誓　約　書

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付申請に当たり次のことを誓約いたします。

記

１　中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付要綱に定める要件を満たしています。虚偽又は不正が判明した場合は助成金を遅滞なく返還します。

２　提出した基本情報等が助成金の事務のために第三者に提供される場合及び助成金の交付等に必要な範囲において、申請者情報が第三者から取得される場合があることに同意します。

３　申請に際し提出した書類を５年間保存します。

４　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。

５　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意します。

６　同一設備について、国、道、市町村等の公的機関から交付される他の補助金等には申請していません。

７　次の道事業について、いずれにも該当しません。

一　「製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金」に係る交付を受けた

二　「宿泊業環境整備緊急対策事業支援金」に係る交付を受けた、又は受ける予定である

三　「漁業協同組合省エネルギー化推進事業費」に係る交付を受けた

四　「施設園芸エネルギー転換促進事業費」に係る交付を受けた

五　「林業・木材産業物価高騰緊急対策事業費」に係る交付を受けた

六　「中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）」に係る交付を受

けた、又は受ける予定である

七　「施設園芸生産基盤緊急支援事業費」に係る交付を受けた、又は受ける予定である

８　下記のいずれにも該当しません。

　　一 　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

四　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

六　みなし大企業（次の各号のいずれかに該当する者）

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

ロ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ハ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

ニ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する中小企業者が所有している中小企業者

ホ　イからハに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

令和６(2024)年　　月　　日

北海道知事　鈴木　直道　様

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　印

※ボールペンにて自署にて（代表者名）及び押印してください。（シャチハタ不可）